

# 山口県優良建設工事表彰制度の改正について

## ～ お知らせ ～

県内建設業者の施工技術の向上及び工事の適正な施工の確保を図ることなどを目的として、優良建設工事を表彰する制度を導入しているところですが、就業者数の減少等の課題に対応し、担い手の確保・育成を図るため、下記のとおり制度改正を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 改正内容

##### (1) 優秀建設技術者の表彰を追加

優良建設工事の監理技術者又は主任技術者を優秀建設技術者として表彰する。  
山口県優良建設工事表彰要綱・要綱細則 全面改正

##### (2) 受注者欠格事項の適用期間を変更

3年を約1年8ヶ月（完成検査実施年度から表彰の日まで）に短縮する。  
山口県優良建設工事表彰要綱第2条(5)

現行	改正後
表彰実施年度を含め過去3年度の間 に・・・	表彰実施年度の前年度当初から表彰 の日までの間に・・・

##### (3) 工事欠格事項の下請工事代金に係る規定を変更

「土木一式工事」を下請工事代金に係る工事欠格事項の適用から除外する。  
山口県優良建設工事表彰要綱細則第2条(3)

現行	改正後
工事請負金額に対する1次下請工事代金の総額の割合が50%を超えたもの。ただし、建築一式工事は除く。	工事請負金額に対する1次下請工事代金の総額の割合が50%を超えたもの。ただし、 <u>土木一式工事</u> 及び建築一式工事は除く。

#### 2 適用

令和5年4月1日以降

#### 3 その他

詳細は、「山口県優良建設工事表彰要綱」及び「山口県優良建設工事表彰要綱細則」を参照してください。

《山口県技術管理課ウェブサイト》

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23458.html>)